

新・柏市放課後子ども総合プラン

～次世代育成支援対策推進法に基づく
柏市行動計画～

策定：平成31年3月

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

延長

柏市・柏市教育委員会

1 計画策定の背景

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、平成26年7月に、厚生労働省及び文部科学省の連名による「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

当該プランにおいては、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）について、平成31年度末（なお、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」によって平成30年度末に前倒し）までに約30万人分を新たに整備するとともに、1万か所以上の小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施することを目標とし、市町村においても計画的な整備等が進められてきたところです。

しかし、近年の女性就業率の上昇等により、放課後児童クラブのさらなる整備が不可欠となっています。また、一体型の実施については増加傾向にあるものの、平成29年度時点で約4,500か所と目標には達していません。

上記を踏まえ、両事業の継続的な整備等が必要であることから、両事業の連携を前提とした、2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月14日に策定されました。

柏市においては、放課後児童クラブは「こどもルーム」という名称で、昭和47年度から開所し、共働き家庭や一人親家庭等働きながら子育てをしている親たちが安心して働けるよう支援を行ってきました。

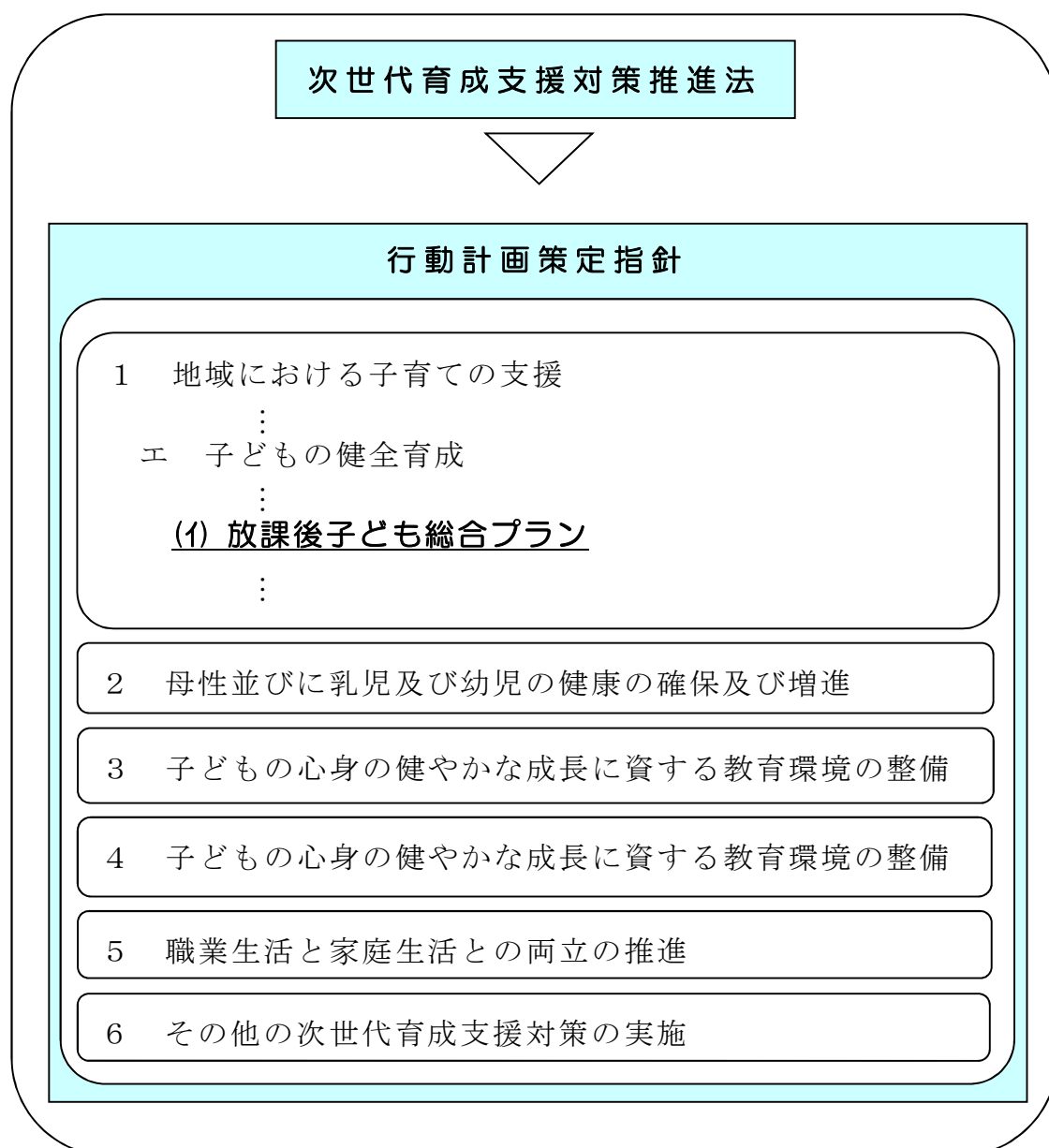
また、放課後子ども教室は「放課後子ども教室」という名称で、平成19年度から開催し、子どもたちが放課後に安全で安心して、活動できる子どもたちの活動拠点づくりを行ってまいりました。

上記の取組みを踏まえ、共働き家庭等への支援及び次代を担う人材の育成をさらに進めていくため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく新たな柏市行動計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この行動計画は，次世代育成支援対策推進法に基づき策定された行動計画策定指針に記載された「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について，当該行動計画策定指針に即し，策定するものです。

○計画の位置づけ



3 計画期間

当初，この行動計画の期間は，令和元年度から令和５年度までの５か年として平成３１年３月に策定されました。

その後，国は「新・放課後子ども総合プラン」の最終年度である令和５年１２月２５日に「放課後児童対策パッケージ」として，令和５～６年度に引き続き放課後児童対策に取り組む内容をまとめたパッケージを策定し，推進体制として市区町村に「運営委員会」の継続を要請しました。

また，当市においても，こどもルーム（学童保育）の利用者は増加傾向にあり，その過密の解消が喫緊の課題であり，放課後子ども教室についても「居場所型」として，全ての児童の安全・安心な放課後の居場所の整備を進め全校に展開するが，効果的かつ円滑に両事業を進めるためには，学校，地域と学童保育の連携が必要であり，場や人材の確保など多くの課題を抱えています。

本計画の根拠法令となっている次世代育成支援対策推進法は，令和７年３月３１日までの時限立法となっています。

以上のことから，平成３１年３月に策定した５年間の計画を１年延長し，計画期間を令和７年３月３１日までとします。

なお，現状分析や各事業の目標値の設定については，今回の延長では見直しを行わず，国の動向を確認しながら，令和６年度中に新たな計画を策定する必要性を検討し，必要に応じて見直しを行うものとしします。

4 現状

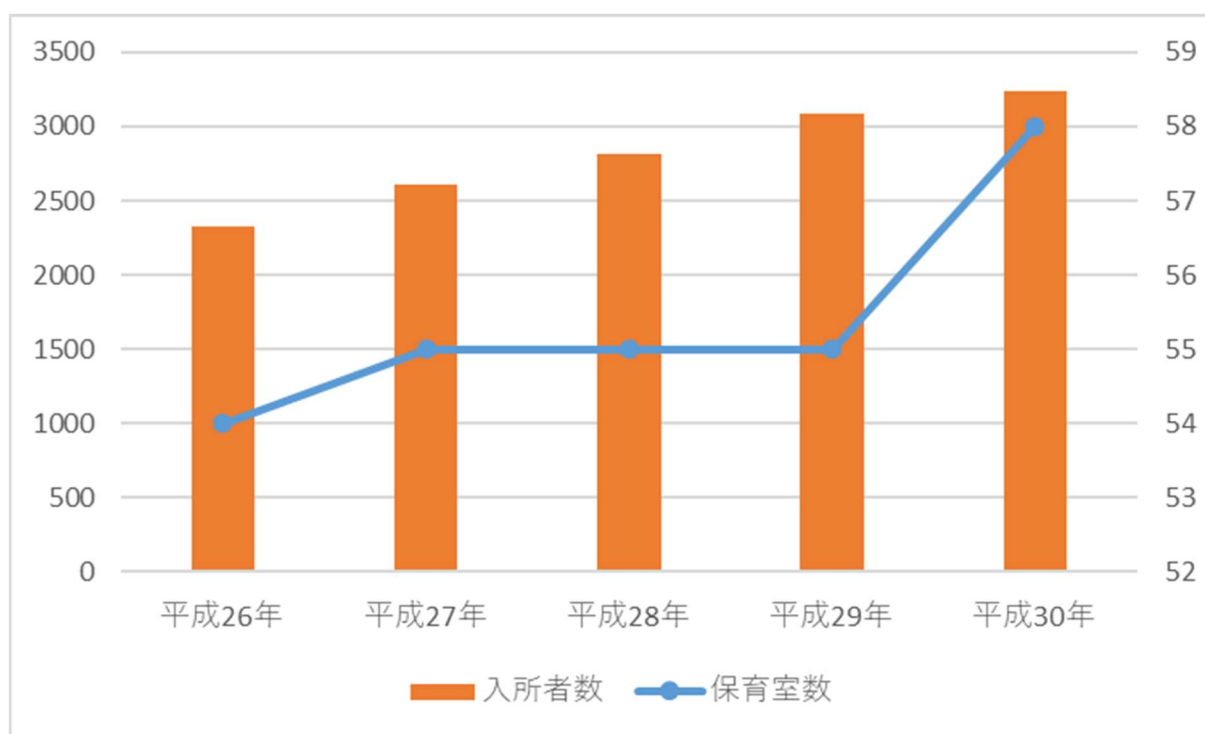
(1) 放課後児童クラブ

柏市では、「こどもルーム」という名称で、日曜及び休日並びに年末年始を除く毎日、就労等で放課後に保育ができない保護者に代わって、小学生の保育を行っています。

42ある小学校の全てにこどもルームを設置しており、小学校によって、校庭に設置されていたり、校舎の中に設置されていたりと設置形態は様々です。

共働き世帯の増加や安全・安心に関する意識の高まりから、利用者は毎年増加傾向にあります。

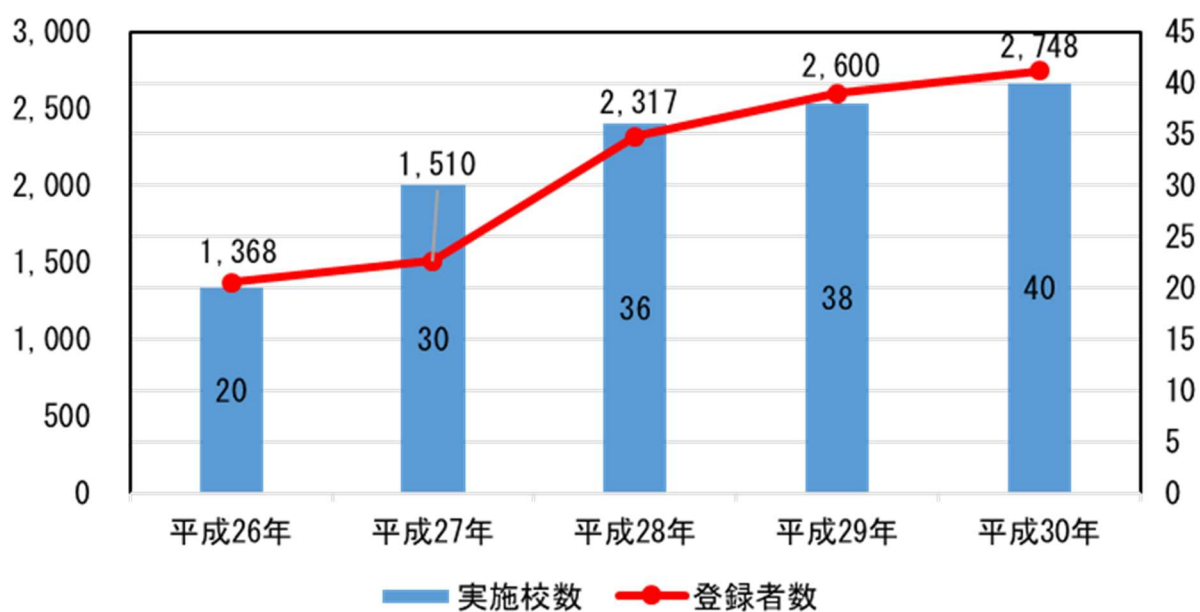
各年5月1日現在



(2) 放課後子ども教室ステップアップ学習会

平日の放課後に小学校の特別教室等を利用し，学習習慣の定着及び学習意欲の向上を主目的とする放課後子ども教室ステップアップ学習会（以下「SU 学習会」という。）を開催し，補充学習を行っています。

学校，保護者及び児童の評判も良く，実施校，登録者数ともに増加傾向にあります。



5 行動計画

計画期間における行動計画を以下のとおり定めます。

(1) 放課後児童クラブの目標事業量

計画期間の各年度の量の見込及び確保策は、次のとおりです。

(人)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
量の見込み	3,466	3,656	3,901	4,090	4,197
確保策	3,500	3,700	3,950	4,100	4,200

※平成31年度は第一期子ども・子育て支援事業計画で定めた数値。
平成32年度以降は、過去の利用率や更新率より算定した暫定値。
今後、第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて改定
予定（平成31年度改定予定）。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及びSU学習会の目標事業量

計画期間の各年度における一体型の放課後児童クラブ及び
SU学習会の目標は、次のとおりです。

(校)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
目標値	42	42	42	42	42

(3) SU学習会の実施計画

計画期間におけるSU学習会の利用者の見込(延べ人数)は、
次のとおりです。

なお、名称のいかんを問わず、放課後に特別教室等を利用し、
希望する児童が参加することができる補充学習については、こ
の実施計画におけるSU学習会とみなします。

(人)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
目標値	45,150	47,407	49,777	52,265	54,878

(4) 放課後児童クラブ及び SU 学習会の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブの指導員と SU 学習会のアドバイザーが児童の状況、様子等の情報共有等を行います。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び SU 学習会への活用に関する具体的な方策

放課後こども教室実施日には、特別教室等の利用を促進します。

(6) 放課後児童クラブ及び SU 学習会の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後の活動にあたっての責任体制を明確化します。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

SU 学習会について、研修内容を充実するとともに必要に応じて支援員の加配又は関係機関との連携を図っていきます。

放課後児童クラブの入所について、特別な配慮を必要とする児童を優先的に受け入れたり、必要に応じて指導員を加配したりして保育を行っていきます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

子育て世代の就労支援のため、小学校の長期休業期間中において、放課後児童クラブの開所時間を 1 時間繰上げ、朝 7 時から開所いたします。これにより、共働き世帯等へのよりきめ細かな支援が実現できるものと考えます。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

午前中など、放課後児童クラブを利用していない時間帯に子育て支援グループなどの活動の場所として開放し、子育て支援

の役割を向上していきます。

(10) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について，利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの運営内容の点検を行い，ホームページ等で結果を広く周知していきます。

6 進行管理

この行動計画の進行管理に当たっては，以下のメンバーにより構成される柏市放課後子ども総合プラン運営委員会において，進捗状況の確認，進行管理，必要な対策等について協議を行います。

○柏市放課後子ども総合プラン運営委員会

区 分
柏市小中学校校長会を代表する者
柏市PTA連絡協議会関係者
学識経験者
こどもルーム保護者
地域学校協働活動関係者
青少年健全育成団体関係者
子育て支援団体等関係者

新・柏市放課後子ども総合プラン

～次世代育成支援対策推進法に基づく

柏市行動計画～

（平成３１年３月）

発行：柏市・柏市教育委員会

編集：柏市こども部学童保育課

柏市教育委員会生涯学習部生涯学習課